

由布市公告第28号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び由布市契約事務規則（平成17年規則第51号）第27条の規定に基づき公告する。

令和2年12月 4日

由布市長 相馬 尊重

一 本案件は、参加資格の要件を満たす者が参加できる一般競争入札である。

第1 競争入札に付する事項

(1)	業務名	挾間・庄内地区一般廃棄物収集運搬業務委託
(2)	業務場所	大分県由布市 挾間地域・庄内地域全域
(3)	履行期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
(4)	業務概要	由布市の挾間地域・庄内地域全域の一般廃棄物収集運搬を行うものである。 ※詳細は、仕様書を参照のこと
(5)	予定価格	事後公表とする
(6)	最低制限価格	設定なし

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務について、次の全ての要件を満たしている者（単体）に限り入札参加を認める。

要件

次の表において、(1)から(5)の全ての要件を満たしていること。

(1)	廃棄物処理法第7条第1項の許可	廃棄物処理法第7条1項に規定する由布大分環境衛生組合管理者の令和2年度許可を受けたものでかつ同組合からの許可実績が2年以上の実績を有する者であること
(2)	業務履行の実績状況	業務実績として、元請として、平成27年4月1日以降を契約日とする、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（一部事務組合等）の発注による、一般廃棄物収集運搬業務の履行実績（現在履行中の契約を含む）を有する者であること ※実績となる業務内容は、通年業務でかつ週に1回以上（年末年始の期間は含まない）の一般廃棄物収集運搬業務を行うものに限る
(3)	車輛の保有状況	競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、自動車検査証の「車体の形状」欄が「塵芥車」の車両を6台以上保有している者であること

(4)	納税状況	競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、納期限となっている法人税・消費税等が納税証明書で完納が確認できる者であること
(5)	業務の履行	仕様書に定める業務内容を確認したうえで業務の履行が可能な者であること

第3 入札手続

1 担当課

(1)	入札及び契約 担当課	郵便番号：879-5498 住 所：由布市庄内町柿原302番地 部 署：由布市財政課契約検査室（本館2階） 電 話：097-582-1111（内線）1258 佐藤・大久保 FAX：097-582-3971
-----	---------------	--

2 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

(1)	交付期間	自 令和2年12月 4日（金）公告後 至 令和2年12月15日（火）午後5時00分	直接交付は左記の うち開庁日に限る
(2)	交付場所	由布市ホームページまたは1の担当課に同じ	
(3)	交付方法	由布市ホームページまたは直接交付にて行う。 由布市ホームページ http://www.city.yufu.oita.jp/biz/nyuusatukeiyaku/	

3 設計図書等の閲覧期間、場所及び方法

(1)	閲覧期間	自 令和2年12月 4日（金）公告後 至 令和2年12月15日（火）午後5時00分	直接閲覧は左記の うち開庁日に限る
(2)	閲覧場所	由布市ホームページまたは1の担当課に同じ	
(3)	閲覧方法	由布市ホームページまたは1の担当課での閲覧 由布市ホームページ http://www.city.yufu.oita.jp/biz/nyuusatukeiyaku/	

4 仕様書説明会

(1)	開催日時	令和2年12月 9日（水）午後2時00分開会
(2)	閲覧場所	住 所：大分県由布市挾間町鬼崎718-1 由布大分環境衛生組合 2階会議室 電 話：097-583-0862
(3)	参加範囲	希望者のみの参加とし、入札参加要件として参加は必須ではない
(4)	資料等	由布市ホームページの資料を各自印刷し持参ください

5 入札参加資格に関する質問書等の提出方法等

(1)	受付期間	自 令和2年12月7日(月)午前8時30分 至 令和2年12月15日(火)午後5時00分	左記のうち開庁日 に限る
(2)	提出先	1の担当課に同じ	
(3)	提出方法等	電話、FAX、持参によるものとする。 ※FAX発信の後に必ず担当者へ到着確認を行うこと。	

6 上記5の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。)

(1)	回答書の閲覧 期間	自 質問を受けた日の翌日から起算して1日以内 (土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く) 至 令和2年12月15日(火)午後5時00分	直接閲覧は左記の うち開庁日に限る
(2)	閲覧場所	質問者へ直接回答を行う。 書面での質問に限り、1の担当窓口に掲示する。	

7 競争入札参加資格確認申請書の提出

(1)	受付期間	自 令和2年12月7日(月)午前8時30分 至 令和2年12月15日(火)午後5時00分	左記のうち開庁日 に限る
(2)	提出方法	持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)。 郵送の場合は、提出期間の最終日必着のこと。封筒に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。	
(3)	提出書類	別紙の様式第1号、様式第2号、様式第3号を提出すること なお各様式記載の要領により作成、必要な資料の添付を行うこと。	

8 競争参加資格確認通知について

(1)	確認通知日	令和2年12月16日(水)以降、令和2年12月17日(木)までに 通知する。	
-----	-------	---	--

9 設計図書等に関する質問書の提出方法等

(1)	受付期間	自 令和2年12月4日(金)公告後 至 令和2年12月11日(金)午後5時00分	左記のうち開庁日 に限る
(2)	提出先	住 所：由布市庄内町柿原302番地 部 署：由布市 環境課(新館2階) 電 話：097-582-1111(内線)2272 平山 FAX：097-582-1361	
(3)	提出方法等	FAX又は持参によるものとする。 ※FAX発信の後に必ず担当者へ到着確認を行うこと。	

10 上記9の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。)

(1)	回答書の閲覧 期間	自 質問書の提出を受けた日の翌日から起算して2日 以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く)	直接閲覧は左記の うち開庁日に限る
-----	--------------	--	----------------------

		至 令和2年12月15日（火）午後5時00分	
(2)	閲覧場所	質問者へ直接回答を行う。 あわせて1の担当窓口に掲示する。	

1.1 入札について

(1)	入札日時と場所	令和2年12月25日（金）午前9時00分開会 大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 本庁舎 本館3階大会議室
(2)	入札回数	入札回数は、2回までとする。
(3)	入札方法	①入札は、入札場所へ出場するものとし、電送または郵送による入札は認めない。 ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4)	入札金額内訳書	①入札時に提出は不要とする。 ②落札決定後、入札金額の内訳書の提出を求める場合がある。
(5)	落札者の決定	入札の執行後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(6)	入札書の様式等	第3の8の通知後に由布市より様式等を送付するので、その様式によること。

第4 入札参加資格事項等の共通事項

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
3	由布市暴力団排除条例に基づく措置	自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

		<p>年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>(3)暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>(4)暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>(5)暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>(6)暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>(7)役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>(8)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p>
4	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続き等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
6	関連会社等の参加	<p>本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。</p> <p>なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)資本関係</p> <p>①親会社と子会社の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>②親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>③協同組合等とその構成員(組員)等の関係 協同組合等及び構成員(組員)等のいずれもが、入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(2)人的関係</p> <p>①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p>

		<p>に限る。</p> <p>②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。 ・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。 <p>なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて由布市との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。</p> <p>また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。</p>
--	--	---

第5 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	<p>競争参加資格がないと認められた者は、第3の8の(1)通知の日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を書面（様式自由）を持参して求めることができるものとする。</p> <p>書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。</p>
2	回答	<p>1の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して2日以内に書面により回答する。</p>

第6 契約に関する注意事項

年末年始の期間を考慮し、令和3年1月8日（金）までに契約に必要な書類を提出すること。

第7 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1)入札保証金 免除 (2)契約保証金 免除
2	入札の無効	次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (1)入札者としての資格のない者のした入札 (2)競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札 (3)同一の入札について2以上の入札をした者の入札 (4)同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札 (5)入札金額を訂正した入札 (6)入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札 (7)公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 (8)申請書等を提出しなかった者のした入札 (9)閲覧期間内に設計図書を閲覧していない者のした入札 (10)予定価格を超える金額での入札 (11)申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札 (12)当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次の①から④のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ①落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合 ②すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合 ③入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合 ④その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
3	支払い条件	契約金額を60月で除した金額の毎月払いとする。 詳細については、協議のうえ決定する

4	その他	<p>(1) この公告に定めのない事項については、由布市一般競争入札実施要領、由布市要件設定型一般競争入札実施要領、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、由布市契約規則、由布市公共工事請負契約約款、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。</p> <p>(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①又は②に該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>① 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。 （指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）</p> <p>② 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(3)の①又は②に該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>(5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(3)に該当していた場合は、契約の解除を行なうことができるものとする。</p> <p>(6) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に (3) の①又は②に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。</p> <p>(7) この競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。</p> <p>(8) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(9) 入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。</p> <p>(10) 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。</p> <p>(11) 契約担当者は、必要があると認められる場合は、開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p>
---	-----	--

	<p>(12) この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書及び資料等は公表しないものとする。</p> <p>ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。</p> <p>(13) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。</p> <p>(14) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。</p> <p>(15) 提出された申請書及び資料は、返却しない。</p> <p>(16) 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。</p> <p>(17) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。</p> <p>(18) 契約書類の提出に必要な費用は落札者の負担とする。</p> <p>(19) その他不明な点は、由布市財政課契約検査室まで照会のこと。</p>
--	---